

奈良県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づき、年少射撃資格の認定のための講習会を開催することとしたので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月9日

奈良県公安委員会

委員長 中 村 憲 児

1 開催日時

平成28年3月22日（火）午前9時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部聴聞室（奈良県分庁舎1階）

3 定員

20名

4 受講対象者

奈良県内に住所を有する者で、年少射撃資格の認定を受けようとするもの

5 講習内容

- (1) 空気銃の所持に関する法令
- (2) 空気銃の使用の方法

6 受講手続

受講しようとする者は、講習日の1週間前までに、次により申込みを行うこと。

なお、定員になり次第受付を終了する。

(1) 申込場所

住所地を管轄する警察署（田原本警察庁舎、宇陀警察庁舎、御所警察庁舎、十津川警察庁舎、さくら警察庁舎を含む。以下同じ。）の生活安全課（係）

(2) 提出書類

ア 年少射撃資格講習受講申込書 1通

イ 写真（申込書提出前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの） 1枚

7 講習手数料（受講申込みのときに奈良県収入証紙で納付すること。）

9, 7 0 0 円

なお、講習を受講しなかった場合でも、手数料は返還しない。

8 その他

(1) 携行品

筆記具及び印鑑

(2) 問い合わせ先

ア 奈良県内の警察署生活安全課（係）

イ 警察本部生活安全部生活安全企画課

電話番号 0 7 4 2 - 2 3 - 0 1 1 0 内線 3 0 4 5